

五監委発第26号

令和4年8月15日

五所川原市長 佐々木 孝 昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之

五所川原市監査委員 石 沢 和 夫

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度

五所川原市健全化判断比率等に関する審査意見書

五所川原市監査委員

目 次

令和3年度健全化判断比率に関する審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の概要	1
4	審査の結果及び意見	1

令和3年度資金不足比率に関する審査意見書

1	審査の対象	3
2	審査の期間	3
3	審査の概要	3
4	審査の結果及び意見	3

令和3年度健全化判断比率に関する審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月10日から令和4年8月15日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 審査の意見

①実質赤字比率について

令和3年度においては実質赤字額がないため、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

②連結実質赤字比率について

令和3年度においては連結実質赤字額がないため、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

③実質公債費比率について

実質公債費比率については、令和2年度は10.5%、令和3年度は10.0%と前年度と比較すると0.5ポイント減少している。早期健全化基準25.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

④将来負担比率について

将来負担比率については、令和2年度は125.0%、令和3年度は104.1%と前年度と比較すると20.9ポイント減少している。早期健全化基準350.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

(単位：%)

	健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	令和3年度 早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	12.60
②	連結実質赤字比率	—	—	17.60
③	実質公債費比率	10.0	10.5	25.0
④	将来負担比率	104.1	125.0	350.0

(注) 実質赤字額等がない場合は、「—」で表示される。

令和3年度資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年8月10日から令和4年8月15日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 審査の意見

水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率については、令和3年度において資金不足が生じていないため、良好な状態であると認められる。今後も資金不足とならない経営を望むものである。

(単位：%)

特別会計の名称	令和3年度	令和2年度	令和3年度 経営健全化基準
五所川原市水道事業会計	—	—	20.0
五所川原市工業用水道事業会計	—	—	20.0
五所川原市下水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足がない場合は、「—」で表示される。